

令和8年度 茨城県農地集約化促進事業配分基準

令和8年6月19日
茨城県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「国実施要綱」という。））別記2第9の3の（1）の規定に基づき、農地集約化促進事業（以下、「本事業」という。）における配分基準を次のとおり定める。

1 方 針

担い手への農地集積・集約化の促進及び担い手の経営の維持・発展を支援することを目的として、「茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の目標達成に向け、本事業を活用し、担い手（※1）への農地集積・集約化に資する取組を促進する。

2 配分基準

本事業の予算は、中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられた地域を優先配分する。また、地域の話合いや農地の集約化に重点を置いた事業の推進を図るため、国から配分を受けた予算の範囲内で、集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプ（中山間地域）、地域集約化実現タイプ（一般地域）の順に配分する。

（1）事業の内容

①集約化加速タイプ

地域計画の早期実現及びブラッシュアップのため、地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託による農地の集約化、機構からの転貸による大規模な集約化や誘致団地の創出に取り組む地域に対し、第5により支援金を交付します。

②地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が策定されている地域であって、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、農地の集約化に取り組む地域に対し、第5により支援金を交付します。

（2）交付要件及び交付単価

交付要件及び交付単価は、国実施要綱別記2第5の1の（3）、2の（2）及び3の（2）のとおりとする。

（3）交付対象面積

本事業の交付対象面積は、国実施要綱別記2第5の1の（4）のイ、2の（3）のイ及び3の（3）のイのとおりとする。

※1「担い手」とは、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、集落営農経営（特定農業団体、集落内の農地を一括管理・運営する営農組織）である経営体とし、「非担い手」とは、「担い手」以外の経営体とする。